

協調会史における「産業福利部」の位置

TAKAHASHI, Hikohiro / 高橋, 彦博

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Journal of Ohara Institute for Social Research / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

598

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

12

(発行年 / Year)

2008-09-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006725>

協調会史における 「産業福利部」の位置

高橋 彦博

はじめに

- 1 「協調会=労資協調主義」再評価の視点
- 2 「協調会産業福利部」の5年間
- 3 「労資協調主義」における「産業福利」

結 び

はじめに

社会政策学会第114回大会は2007年5月19日と20日、東京大学（本郷）で開かれた。その第一日、第二分科会として選ばれたテーマは「戦前における『労働安全運動』—産業福利協会から協調会産業福利部へ」であり、分科会の座長は五十嵐仁（大原社研）、報告者は堀口良一（近畿大学）、高橋彦博（法政大学）、梅田俊英（大原社研）の三名であった。当初、報告者として横関至（大原社研）を加えた四人が企画されていたが、横関氏が都合で参加できなかったのは残念であった。

この分科会の「設立趣旨」については、コーディネーターである高橋によって次のように説明されていた。

「労働力保全策としての『労働安全』運動は、第一次大戦後、それまでの個別企業における『社内安全運動』の域を超え、全国的な安全運動として取り込まれるようになった。内務省が直轄の『産業福利協会』を発足させたのは1925年である。第二次大戦前夜、社会政策論の新たな展開が求められるようになった段階で、『産業福利協会』は『協調会産業福利部』となる（1936年）。さらに、『協調会産業福利部』は『大日本産業報国会安全部』となる（1940年）。…戦間期日本における『産業福利』観念の成熟過程を、運動過程と、担い手となった組織と人についての分析によって明らかにすることにしたい。」（大会プログラム）

第一報告者・堀口のテーマは「産業福利協会について」であり、第二報告者・高橋のテーマは「永井亨の産業福利論」、第三報告者・梅田のテーマは「協調会産業福利部について」とされていた。

以下は、第二報告者となった高橋の報告内容の紹介である。報告当日に会場で配布した「フル・ペーパー」をもとにしているが、構成を変え、何点か補充の論議を加えた再論となっている。

1 「協調会＝労使協調主義」再評価の視点

協調会27年の歴史の特徴として、その始点が第一次大戦直後期であり、その終点が第二次大戦直後期であるという時期的特徴がある。この二つの時期は、どちらも日本の議会政治が政党政治の本格的展開を開始した時期であった。そして、この二つの時期のどちらにおいても、協調会は、労働組合法の制定を求める社会政策研究機関であり、政府に対する「建議」機関としてのあり方を示していた。

第一の時期において、協調会提起の労働組合法は衆院を通過したが貴族院で止められている。第二の時期において、協調会提起の労働組合法は、帝国議会最終局面において、衆院と貴族院の両院を通過し、わが国最初の労働組合法となった。

協調会の真面目は、帝国議会のこの二つの時期における労働組合法に対する取り組み姿勢に端的に示されるものとなっている。協調会の「労使協調主義」は「争議調停」の一面において注目されるだけでなく、むしろ、労働組合の市民権を認めようとする産業民主主義理念の追求者として評価されるのが妥当である。

(1) 新憲法体制の基点となる労組法の成立

日本国憲法制定60余年の時点で、憲法改正論議が急速に具体化されてきた。「国民投票」法の制定など、その顕著な現れである。同時に、現行憲法の形成過程について強い関心が示され、あらためて日本国憲法の自生的要因について検討が加えられている。占領軍による憲法草案提示の前夜の状況にあって「私擬憲法」提起がなされていたこと、憲法審議の帝国議会において政府草案（GHQ草案）に10数項目の追加と修正がなされていたことなどが、今日、あらためて想起され、日本国憲法再評価の視点を再確定する作業となっている。

ところで、そのような憲法論議の状況にあって、新憲法制定前夜、帝国議会の最終局面において、占領政策の提示に先行する形で、わが国における最初の労働組合法の制定が「建議」され、法案成立となっていた事実経過についてはほとんど注目されることがないままである。

1945年12月22日、第89回帝国議会は、「戦前」期の帝国議会においてついに可決されることのないままの労働組合法案を可決した。この労働組合法案は、新憲法体制における労働法制の基点となった。労働組合法制定の中心に立っていたのは協調会理事・添田敬一郎と大原社会問題研究所理事・森戸辰男が主導する「社会政策協議会」であった⁽¹⁾。

やがて、1947年に新憲法体制として確定される戦後の労働法制は、旧憲法体制下における社会政策研究機関である協調会や大原社研によって開発され、旧憲法体制下における社会派文脈によって

(1) 日本国憲法制定過程における労働組合法制定の経過と、そこにおける添田敬一郎と森戸辰男の位置および両者の関係については、拙著『戦間期日本の社会研究センター－大原社研と協調会－』（柏書房、2001年）における「分析・V協調会と大原社研」を参照。ただし、この分析には、添田の「憲法変遷論」的発想と森戸の「ワイマール・モデル」との比較対照論が追加される必要がある。

熟成されていた労働権確定や工場法制定など労働法制志向の継承であった。たとえば、協調会にとって、労働組合法の法制化は、その4半世紀を越える歴史の起点であり帰結であった。

ところで、協調会論は、日本資本主義における「経済成長の秘密」を解く一つの鍵と見なされ、日本の労使関係の解明を企図する外国人研究者によって開拓されていたが、日本の現代史研究者の分析テーマとなり、協調会の労使協調主義が産業民主主義の文脈で正面から評価されるようになったのは比較的最近のことである⁽²⁾。

(2) 協調会資料の「復刻」と「分析」の到達点

協調会27年間の歴史に関する見直し作業として本格的な協調会資料の復刻が法政大学大原社会問題研究所（大原社研）と柏書房によって開始されたのは2000年に入ってからのものである。大原社研と柏書房による復刻作業が契機となって、協調会の共同研究が本格的な軌道に乗ったと見ることができる。

大原社研の内部に協調会研究会が組織されたのは2000年のことであった。大原社研・協調会研究会は、協調会について「資料分析」を開始するとともに、「復刻作業」として、2000年から2005年にかけて『社会労働運動資料集成』と『都市・農村社会生活集成』を刊行した。ここで、ようやく、協調会が何よりも「調査研究」の機関であることが確認された。さらに、協調会における「諸般の調査研究」が、第一次大戦前の「労働調査」の水準を超え、「貧困調査」の枠に止まらない「生活調査」の域に達していたことが明らかにされた。

もっとも、協調会の「生活調査」においては「戦時社会政策論」の色彩が濃厚となっていて、ここでは「指導調査」の方法論が採用されていた。それにもせよ、協調会において、それまでの「労働調査」は「地域調査」となり、「社会政策」提起は「社会化」進展を企図する政策論となっていた。第二次大戦直後における社会党政権の誕生と「社会化」法体系整備の下地は、1930年代後半以降における「戦時社会政策論」展開の実績として蓄積されていた。そのような経過が協調会資料復刻の経過において明らかにされた。

大原社研の「協調会研究会」における協調会の「復刻」作業と「分析」作業における「作業仮説」の設定は「協調会イメージ」の再構成に置かれていた。その一応の成果が「協調会研究会」による共著『協調会の研究』（柏書房刊、2004年2月）として発表された。同時に、社会政策学会第108回大会における梅田、横関、高橋の三名による分科会報告「協調会研究の現状」（2004年5月）の形をとることになった。

刊行された共著『協調会の研究』に寄せられた紹介と書評は7点に上り、それらの書評は、期せずして、歴史学会、政治学会、社会政策学会における協調会論の集約点となっていた。この7点の

(2) 協調会を分析した最初の研究書として W.Dean Kinzley, *Industrial Harmony in Modern Japan ;the Invention of a Tradition*, Routledge 1991がある。日本において社会政策学会が「協調会解散50周年」を記念する共同研究発表の場を設定したのは1996年であった。

書評において、ようやく「協調会イメージ」の再構成が確定されることになったと言えよう⁽³⁾。多彩な研究者によって示された協調会についての共通認識は、もはや、協調会の「労使協調」主義を「争議調停」と同一視し、協調会を産業報国会と一体化してとらえるかつての協調会論に束縛されるものとはなっていないかった。

2 「協調会産業福利部」の5年間

第一次大戦直後期から第二次大戦直後期の27年間の協調会の存続期間であったが、この間、協調会の「労使協調」主義は、必ずしも産業民主主義的理念で一貫させられていたわけではなかった。政党政治期における労働組合主義的協調主義は、政党政治崩壊期においては、「時局対策」としての協調主義に転化していた。さらに、戦時体制としての労働統制が強化された段階では産業報国会体制との一体化が強いられるものとなっていた。

ここで分析課題として登場するのが1936年における「協調会産業福利部」である。『協調会の研究』において、協調会における「労使協調」主義が「争議絶滅」や「労使一体」を唱える「産業報国」体制と一線を画するものであったことの確認がなされた。協調会は、「労働コーポラティズム」の最後の拠点であったことの確認がなされたのであったが、その際、協調会産業福利部の5年間の分析が今後の研究課題として問題点の輪郭を提示したままに残されていた⁽⁴⁾。

日中戦争全面展開の前夜に発足した「協調会産業福利部」は、日米戦争勃発直前の時点で協調会から離脱し、大日本産業報国会の傘下に入っている。戦時体制に突入する前夜の協調会における「産業福利部」の5年間とは何であったのか。協調会研究会にとって、2007年に開始された柏書房による『産業福利』誌の「資料復刻」と、同時に進行させられた「産業福利部」に関する共同研究が、協調会史論における一ページを追加するものとなった。

(1) 「労働行政」施策としての「産業福利部」——河原田稼吉と蒲生俊文の登場

内務省社会局長官の吉田茂（外務省の吉田茂とは別人）が、添田敬一郎の後任として「満州事変」後の協調会常務理事となったのは1931年であった。政党内閣への対応を特徴としていた「添田協調会」は、準戦時体制への積極的対応を企図する「吉田協調会」に転換させられる。

その吉田は、1934年には軍部と官僚が一体化した岡田内閣の書記官長となり、在任、三年で協調会を去る。その後の協調会は、吉田が設定した「時局対策」の基本姿勢に依拠する協調会であり、

(3) 梅田俊英・横関至・高橋の共著である『協調会の研究』に寄せられた7点の紹介と書評については高橋「協調会イメージの再構成」『大原社会問題研究所雑誌』No.579, 2007年2月を参照されたい。なお、この「研究ノート」は2005年7月に開催された大原社研月例会における発表にもとづくものであり、玉井金吾氏（大阪市立大学）による書評『社会経済史学』（72巻2号, 2006年4月）を含むものとなっていない。8点目の書評となる玉井氏の一論は「日本社会政策史を国際比較の座標軸のなかにいかに置くか」とする視点によるものであった。

(4) 協調会研究会『協調会の研究』柏書房, 2004年, 第4部第1章, 梅田論文参照。

「戦時社会政策」の担い手を自負する協調会となった。

吉田が協調会を去った二年後、内務次官であった河原田稼吉が協調会常務理事に就任した。河原田の在任期間は吉田より短く、一年余であった。河原田は、1937年には軍部主導で組閣された林内閣の内相となって協調会を去る。軍部と政党と官僚が一体化した挙国内閣体制の進展とともに「革新官僚」は広底し、内務省は協調会「参事」の常務理事登用を認めざるを得なくなっていた。

協調会における河原田が、その短い在任期間中に持ち込んだ機関として財団法人・産業福利協会があった。関連して、産業福利協会の蒲生俊文が協調会の理事となり常務理事となった。河原田は、就任直後、協調会内部に「産業福利部」を創設した。同時に「内部職制」の「改正」を実施し、協調会を代表する部局であった労働課と農村課を廃止した。この「改正」で、「労使協調」機関であった協調会が「労務管理」機関の協調会に転換させられた観があった。

内務省にあって「労働行政」を担ってきた河原田と「産業福利協会」の関係、その内実となる河原田と蒲生の関係については、戦前日本の安全運動に関する克明な研究に取り組みられてきた近畿大学の堀口良一氏によって全面的な解明がすすめられている⁽⁵⁾。

堀口氏によれば、日本における「労働安全」運動は、20世紀の初頭、日本資本主義の形成期に、何人かの開明的な経営者によってその意義が認められ、実務開発が、総務部・人事部に属する有意の担当者によって担われ、企業内の運動として推進されていた。第一次大戦後、「安全運動」は企業の枠を超えて展開されるようになった。1920年代の初頭に、企業内の「労働安全」運動を社会的に承認された「労働安全」運動に転化させたのは東京電気（東芝）福祉課長であった蒲生俊文であった。1920年代の後半に、蒲生の「労働安全」運動を内務省による労働行政に組み込み、「民間主導」型の「労働安全」運動を「政府主導」型のそれに編成替えしたのは内務省社会局の河原田稼吉であった。「労働安全」に「産業福利」の意味内容を与え、「工場法」の実質的な補完細則として位置づけたのは内務省の「労働行政」官僚である河原田であった。

蒲生の「労働安全運動」は「財団法人産業福利協会」となり、実質的には内務省の一部局となっていた。その「産業福利協会」の実証的な研究については堀口氏の業績に譲る。ここでは、堀口氏の研究成果に全面的に依拠する形で「産業福利協会」と協調会が「合併」し「協調会産業福利部」が「開設」された事情について、多少、推論に近い分析を試みることにしたい。

日中戦争全面展開の段階で、内務省の労働行政は、協調会の「産業報国連盟」に対する「大日本産業報国会」の対置に端的に示されるように、「下からの統合」すなわちコーポラティズムの動向を払拭し、「上からの統合」を推進する労働国策となっていた。企業内の「労働安全」運動を基盤とする「産業福利協会」に対しては、内務省直属の機関として「独立」していた位置から外し、いわゆる「画一化」の進行に組み込んだ処遇が策定されることになった。蒲生の「産業福利協会」を河原田の協調会に吸収合併させ、その上で、両者を戦時下の「労働統制」体制に組み込む戦略が内務省中枢部における合意事項となった。おそらくは、河原田がこの組み込み戦略の提起者であった

(5) 堀口良一氏の「労働安全運動」史論、蒲生俊文論、河原田稼吉論などについては10余点の論稿が近畿大学の『法学』に発表されている。詳しくは、高橋「産業福利運動の機関誌『協調』について」（復刻『産業福利』「解題」、同復刻別巻、2007年5月、柏書房）を参照。

のであろう。蒲生は、河原田の指示に対応するだけであったようである。

(2) 『協調』誌に記録された「産業福利部」——三者三様の常務理事体制

大日本産業報国会の発足に対応して協調会の分裂がもたらされた。1936年に「創設」された「産業福利部」であったが、1941年には協調会から切り離され、協調会は本来の「調査研究」機関としてのあり方に戻るようになった。協調会において「産業福利部」が開設された5年間に、協調会の人的スタッフと組織と資金を活用した事業が全面的に展開されることはなかった。最近復刻された『産業福利』誌の「解題」では、「協調会に創設された産業福利部の5年間に協調会史に刻み込まれることはなかった」と結論されている。⁽⁶⁾

そもそも、河原田の「労働行政」論が「産業福利」論と構造的な関連を示す論理構築となっていなかった。河原田の「労働行政」論は、次のような経過にその特徴を示すものとなっている。

第一次大戦直後の交詢社において「資本労働問題」が連続講演会の形で研究された。この研究会で洪沢栄一は、設立直後の協調会について説明し、役員の間で「治安警察法第17条の削除」と「労働組合の認可」が議論されているが、洪沢自身は「削除」論であり「認可」論であると仄めかしていた。河原田も講演者となっていたが、内務省警保局保安課長の立場にあった河原田は、労働組合の法的承認は必要ではなく、「治警法17条」には「手をつけぬ方がよい」とする見解を述べていた（『労働問題講演集 第一輯』親光社、1920年）。

そのような河原田であったが、やがて「社会局第一部長」となって工場法の改正に取り組み、「社会局労働部長」となって「労働行政に関する一つの鳥瞰図」を示す立場に立つことになる。警保局から社会局へ移った河原田は、「届け出」方式の政府労働組合法案の説明者となり、労働組合を「公認」し「是認」する立場を示すようになっていた（『労働行政要綱』巖松堂、1927年）。

協調会の常務理事となった河原田は、協調会に産業福利部を持ち込む論理について次のように述べる。「今後の協調会としては全く独自の立場から社会政策上必要にして而も他の方面で余り手を着けて居らぬ事業、又は多少手を着けてゐるにせよ本会で為す方が一層適切なりと考へられる事業に主力を注いでゆくことが最も効果的な仕事の遣方であると考へられる。…産業平和の上に貢献する所多大なる産業福利運動の如きは、現下の協調会にとりて殊に格好なる事業たるべきである」（『社会政策時報』1936年4月）。すなわち、「産業福利」事業は「現下の」協調会にとって「格好なる事業」なのであった。

言い換えれば、協調会にとって「産業福利協会」の事業は「格好なる事業」にすぎなかったのがあった。協調会に「産業福利部」を「創設」する内的必然性が認められたわけではなかった。

河原田が常務理事を退任した後の三常務理事体制を構成したのは、協調会出身の町田辰次郎と長岡保太郎であり、外部の「産業福利協会」から加わった蒲生俊文であった。三常務理事体制になったところで、協調会から新しく「産業福利運動の連絡機関誌」と銘打たれた月刊誌『協調』が発行された。『協調』は、「誌」または「紙」とされていたが、タブロイド版で、1937年6月から1938年

(6) 協調会史における「産業福利部」の存在の希薄さを主張する復刻『産業福利』「解題」における拙論については、協調会研究会内部に異論がある。

9月までの15ヶ月間に16号が発行された。その内容は、ほとんど「産業報国連盟」の動向に関わるものとなっていた。『協調』は、まもなく『産業報国』と改題され、協調会から姿を消している。

ほかならぬ「産業福利運動の連絡機関誌」として発行された『協調』が、「協調会産業福利部」の5年間で協調会に組み込まれるものとはなっていないことを端的に示す記録となっている。三常務理事体制下で発行された『協調』が、「協調会産業福利部」に関する記事を掲載したのは最初の三号だけであった。記事の内容においては、第一号で「産業福利部」を「縦覧」し「全貌」を紹介したのがすべてであった。

さらに『協調』誌で明らかにされているのは、三常務理事の間の不調和であった。「三常務理事披露会」に蒲生は出席していなかった。三常務理事のそれぞれの立脚点は、町田の場合「労働統制」を通じての「産業報国」であり、長岡の場合、「協調精神を味得」という協調会本来の立場であり、蒲生にあっては「敬神尊王の大儀」を説く第三の立場であった⁽⁷⁾。三人の常務理事の関係は三者三様であった。

町田は、1940年、大日本産業報国会の常務理事となって協調会を去り、蒲生は、1941年、同じく大日本産業報国会の理事となって協調会を去った。「協調会産業福利部」は大日本産業報国会に「委譲」され、協調会に残ったのは長岡常務理事と調査部であった。

協調会史に刻み込まれていないのは「産業福利部」だけではなく、常務理事であった河原田の名も刻み込まれるものとはなっていない。在任期間の短さもあったと思われるが、それだけではなかった。

河原田は近衛文麿と個人的に密着する関係にあった。河原田の内務省における警察行政から労働行政への転身は、近衛の「改造」論、「新体制」論に相応していた。河原田は、内務官僚の中にあっても異質の存在であったのであろう。協調会史を語る評伝として添田敬一郎のものと吉田茂のものがあるが、それらの評伝において、河原田の名が登場することはなかった。

近衛内閣成立前夜の状況における河原田の動向について、協調会の立場からなされた観測記事が『協調』誌にある⁽⁸⁾。おそらくは町田によるものと思われるこの短信は、河原田の当時の去就が協調会関連の人事や組織の枠を超えた水準の動向となっていたことを示唆するものとなっている。

3 「労使協調主義」における「産業福利」

河原田稼吉の労働行政によって産業福利部の創設が持ち込まれる以前に、協調会が「産業福利」を事業課題として自覚することがなかったわけではない。そこに問題があった。

政党政治期の協調会を代表する常務理事の一人として、社会問題、労働問題の著作を次から次へと刊行し、学位まで取得している通信省鉄道局出身の永井亨がいた。永井は異色の存在であった。二大政党制志向状況にあって筆頭常務理事の地位にあった添田敬一郎が憲政会・民政党の立場を表

(7) 蒲生の「本居宣長」への言及は町田における「国体論」をあしらうものとなっていた。この時期の町田については、横関「町田辰次郎と協調会」が詳しい（前出『協調会の研究』所収）。

(8) 同上、拙稿、復刻『産業福利』「解題」で、河原田に関する特徴的な記述を挿入写真で全文紹介。

面に押し出していたのに対し、永井は、対抗するかのようは無産政党支持の立場を公然とさせていた。その永井には、1922年に刊行された『産業福利問題』（巖松堂書店）があった。

永井亨に近い立場にあった協調会調査部の部員に桂泉（タカシ）がいた。第二次大戦後、中央労働委員会公益委員となり、かつての協調会館を場とする争議調停活動に登場した桂である。桂は、協調会を去った後は東京瓦斯、日本曹達などの会社側「団交担当」重役を歴任し、「労務管理」の専門職となっている。

この永井と桂において、協調会の事業分野として「産業福利」、あるいは「労務管理」が十分に自覚されていたのであるが、この二人が示したのは協調会の「労資協調主義」と「産業福利」の間にある、あるいは「労務管理」論との間にある距離の確認であった。添田敬一郎常務理事に代表される「添田協調会」にあって、その後、河原田稼吉常務理事が持ち込む労働行政としての「産業福利」事業が定着する基盤が形成されることはなかった。

(1) 永井亨による「産業福利」の実態把握

協調会設立直後の1921年、ジュネーブで開かれた国際労働総会第三回総会に参加した永井は、日本の協調会について、各国の類似機関を一覧する方法で特徴付ける報告書を配布して説明している。

永井の説明によれば、日本の協調会はAssociation for Harmonious Cooperationであり、その設立目的は「社会政策の調査実行と所謂労使の協調」を図るところにあった。その際、「終局の目的とする所」は「労使協調であつて…」とも説明されていた。永井からすれば「世人が往々にして…（協調会の）主たる目的事業が紛議の調停にあるかの如き誤解を生じたことは遺憾である」のであった（永井亨『産業福利問題』巖松堂、1922年、p.186,p.197.）。

永井の調査報告は、フランス、ドイツ、イギリス、アメリカなど多くの国に協調会と同趣旨の団体が存在することを確認するものとなっていたが、さらに、永井は、それらの団体において「産業福利」（Industrial Welfare）なる観念が共通して追求課題となっていることを報告している。永井によれば、「産業福利」は「戦後の英国に於て一般に使用せらるるに至つた」観念であったが、協調会と同趣旨の各国の団体において「福利増進（保護）」と「福利事業（施設）」などの事業が広く追求されているのであった（同上書、p.1）。

それだけでなく、永井は、日本においても「福利施設」「福利増進施設」または「福祉施設」なる言葉が「産業界に普及」するに至っている実態について詳しく述べている。協調会は、1921年から1922年にかけて工場鉱山に関する労働事情調査を行ったが、その際、「福利増進施設」に関する調査を300名以上の労働者を有する事業所について実施していたのであった（同上書、p.110.ff.）。

協調会の調査を通じ、永井が把握したわが国における「産業福利」の実態は以下のようなものであった（「雑工業」分野を省略）。

	染色業	造船機械	化学工業	鉱山	官業	計
扶助救済事業	53	35	23	19	5	152
住宅寄宿舍	58	18	18	19	4	121
日用品供給	53	18	18	19	12	127
賞与諸給与	53	34	22	19	11	155
衛生医療	61	33	23	20	12	165
貯蓄金融	59	26	21	18	12	148
教育修養	58	25	21	14	5	136
慰安娯楽	58	29	21	19	4	146

以上のような「産業福利」の調査結果について、永井は、データ集積の不十分さを指摘し「何等の価値なきに似ている」としているのであるが、その上で、「我国三百名以上の重要工場鉱山中少なくとも約半数のものは福利施設として報告するに足るべきものを実施して居ることだけは推測し得られよう」と評価している（同上書、p.112）。

永井の解説によれば、「我国」において紡績工業の施設は「福利施設の白眉」となっていた（p.113）。炭鉱業の施設は、その発達度において「指を屈せざるを得ない」ものとなっていた（p.116）。永井が「福利施設」の「完備」と「規模」において「模範的事例」になっているとして挙げているのは国有鉄道のそれであった。そう言う永井は、国有鉄道については「前後二回五カ年に亘って当局者としてその施設計画に任じた経験」を持っているのであった（p.122）。

「我国」の「産業福利」施設に関する永井の評価は、一見、高い評価になっているが、かならずしもそうだったとは言い切れなところがあった。まず、「恩恵的福利施設」からの脱却度である（p.15）。永井によれば、「事業主の恩恵或いは博愛の念慮」からどれだけ離れるものとなっていたかという視点から評価すると「我国」の「産業福利」が「労働問題と救済問題の中間に位するかの如き観」を呈している事態は否定できないのであった（p.52）。

そもそも、永井には「産業福利」を「社会政策の準備的、補充的、幫助的、間接的作用を為すもの」と理解する基本視点があった（p.41）。「産業福利」は社会政策にとって「準備」「補充」「幫助」「間接」の関係にあるとされていた。

それに加え、民業でなく国有企業の現業労働者にもたらされる施策が「我国」における「産業福利」の「模範的事例」となっている実態は、社会政策とくに労使協働主義の立場からするならば、「我国」における「産業福利」に対する距離感を設定するものとなっていたのであった。

（2）桂泉における「労務管理」論の志向

永井亨について「永井先生…これは本当に先生と申します」と尊敬の念を率直に表明しているのは協働会の調査研究員であった桂泉（タカシ）である。

桂が協働会の調査員であった期間は1921年から1927年の6年間であったが、この間、桂は永井に命じられ、主として繊維産業の労働調査を担当している。全国300の工場を回り、その報告書を『社会調査時報』に発表した。桂は「満州事変」の前夜に永井と前後して協働会を追われたが、第二次大戦直後、協働会の後身である中央労働学園に永井と前後して戻っている。桂と永井は「添田協働会」に基点を置く半世紀余に亘る古く長い関係にあった（内政史研究会『桂泉氏談話速記録・

上』内政史研究資料第146, 147, 148集, 1973年, 参照。以下, 括弧内は同書のページ数)。

桂が協調会にあって永井に対すると同等以上の尊敬の念を抱いていた人物は調査課課長の藤井悌であった。無産政党的結成準備に深く関わり, 政治研究会を協調会会館で開かせるだけでなく自らも出席する藤井について桂は「偉い人」と言うだけでなく, 協調会図書館の海外文献の収集に功績のあった学問の人として知的に評価している (p.56,79)。

桂の最初の就職先は三菱合資会社の総務部総務課であった。そこで, 桂は, 何度か, 農場, 鉱山の現場に出張し, 丸太一本で縦坑に入る経験までしている。予備校生時代にトルストイアンであり, 「法学士」になってから河上肇や一燈園, 高島素之の『資本論』に接していた桂は, 「労働者のためにやる」との「決心」をし, 三菱合資を二年半で辞める。桂は, 三菱合資在職中に「サラリーメンズ・ユニオン」運動の発起人になっていたという。桂の, そのような「決意」の背景にあったのは「高杉晋作の孫弟子である本領」を発揮すべしとする「奇兵隊精神」であったとするのは桂自身の弁である (p.46)。

東京帝大法科大学経済学科を卒業し法学士号を取得する際, 桂が河津遑教授に提出した卒業論文は「取引所論」であった。その評価が高く, 桂は1925年卒業時に「銀時計」組であった。三菱合資を「論旨退職」となった桂は, 大学に戻り, 高野岩三郎教授の講座に入ることを希望する。しかし, 一度はそのような進路の選択を薦めた河津教授から, 結局は, 「実際運動をしている」ことと「一高出身ではない」ことを理由に諦めるよう「引導」を渡される。その代わりに河津教授から斡旋されたのが協調会であり, 紹介されたのが永井であった (p.46)。

初対面の永井が桂に確認したのは, 桂が「宮中顧問官・桂潜太郎」の一子であることであった。永井は, 永井の父である幕臣・永井玄蕃頭の「位記追贈」にあたって「桂潜太郎」の「世話」になった関係を挙げ, 桂を「他人とは思わない」とのことであった (p.46)。ちなみに, 桂は学習院初等科, 陸軍幼年学校で学んでいるが, 桂の父は「平民」であり, 「桂」姓は「絶家再興」で名乗っていただけであるという。同じ長州であるが, 「桂太郎」との姻戚関係は否定されている (p.1)。

協調会調査部調査課の一員となった桂は, 協調会に5年半, 勤務した後, 1927年12月, 岡谷製糸工場の争議で「労働組合側に加担」したとの理由で「論旨退職」となる。その後, 勤務先を変えながらも, 一貫して, 企業の側から労働運動に対応する職種を選ぶことになる。桂は, 第一次大戦後, 多くの企業が生み出した労務対策を専門職とする総務部, 人事部の要員であり, いわゆる「労務」担当であった。

そのような桂であったが, 「労務」職専門家であることが自認されたのは協調会の調査部から離れて以降のことである。その間の経過が桂の「履歴書」(同上『談話速記録・上』所収)によって確認される(カギ括弧内は履歴書の記入による)。

1918年 8月 三菱合資会社に就職「総務部総務課勤務」。

1921年10月 財団法人協調会に就職「本邦女工労働事情調査及び本邦労働組合運動調査を担当」。1927年12月, 「退職」。

1929年 9月 東京瓦斯株式会社に就職「労務管理及び労働組合との団交の担当者」, 「傍系会社の重役」。

- 1941年10月 日本曹達株式会社に就職「理事」,「人事部次長」,「傍系会社の重役」。
- 1942年11月 化学工業統制会「理事」,「勤労部長」。
- 1945年10月～1948年 政府・労働法制審議会委員。中央労働委員会公益委員, 神奈川県地労委公益委員, 社会保障制度審議会委員などを歴任, 併任。
- 1946年2月 財団法人中央労働学園「理事長」。1951年7月退職。
- 1951年7月 桂労働関係研究所「理事長」,『労働年鑑』発行。1964年3月, 同研究所解散。

日本の大企業における「総務部」「人事部」「勤労部」の構成経過にあって、「労務管理」が独自の職務内容と認められ、「労務管理」の専門職が「重役」待遇を受けるに至る経過を、桂の履歴は具体的に示すものとなっていた。その経過にあって、協調会調査部の調査課と労務課が、「労使協調」観念に「労務管理」論を受容することがなかった事実経過をも桂の履歴は具体的に示すものとなっていた。以下にそのような経過の特徴点を見る。

原内閣から若槻内閣に至る党政政治開花期の6年間、桂は協調会調査部調査課の「参事」であった。その立場から、桂は、この間、一度も争議調停を「やったことはありません」と述べている (p.49)。調査部調査課の仕事は内外の文献調査であった。調査部には労務課もあったが、その担当は機械、化学工業、繊維、鉱山、海員などの班構成による実地調査であり、争議調停は調査部調査課や労務課の担当ではなかった。争議調停は総務部労働課の担当であった。

戦間期においてスト期間が記録的に長期間となり、争議内容の激烈さからしてもまさに大争議であったのは1927年から1928年にかけて展開された野田醤油争議であった。協調会は添田常務理事を先頭にこの争議の調停に取り組んだ。桂は、ちょうどその時期に協調会から去ることになり、野田の争議調停に関わることはなかった。しかし、野田の争議調停に取り組んでいた総務部労働課の主要メンバーについては、その仕事内容と人柄を熟知する立場にあったのであり、それらの人々について、桂特有の印象批評を行って見せている。

野田醤油争議の争議調停に取り組んだ時期の協調会について回想する桂は、当時の労働課関係者を二分する理解を見せている。桂が「豪傑はみんな労働課です」と言うとき、その「豪傑」とは矢次一夫であり町田辰次郎であった (p.75)。「豪傑」の意味は、矢次についてやや詳しく具体的である。同じ労働課関係者であり、野田醤油争議調停関係者であっても、草間時光（京都帝大1916年卒。労働課長）、橋本能保利（東京帝大1917年卒。労働課長）、広池千英（東京帝大1917年卒。労働課参事）などの「参事」については「豪傑」扱いをしていない⁽⁹⁾。

争議調停を主な職務と心得る労働課関係者において、「労使協調」を「企業内労務管理」に直結させて受け止めるのは容易であった。ただし、「労務管理」専門職を「争議調停」専門職とすることに調査部や労働課の「参事」たちはこの段階では強い抵抗を感じていたようである。例えば、やがて「労務管理」専門職を自任する桂であったが、協調会在任時代、自らをそのように位置づけるこ

(9) 協調会の労働問題担当「参事」として草間、橋本、広池、町田などが居た。矢次は「囑託」であった。桂が特徴付ける「豪傑」とは、矢次であり、大月久治であった。そこに町田が加わり、第一次大戦後の労務管理形成過程において争議介入専門職集団が形成される具体例となっていた。

とがなかったことが確かである。

結 び

協調会の「資料分析」と「資料復刻」作業のある段階で、必須の課題として登場したのが「協調会産業福利部」の実態把握であり、その位置づけであった。1936年から1941年にかけて戦時体制下における協調会の有り様を示すことになった「産業福利部」であったが、その分析を通じて、私の場合、以下の三点を確認することができた。この三点を以て今回の報告の結びとしたい。

(1) 蒲生俊文の「労務管理」論。

日本における「労働安全」運動は企業社会のレベルにあっては限定された分野においてであったが、「労務管理」として定着する方向を見出していた。ただし、行政の保護なしに企業の論理として定着することは困難な状態にあった。他方、協調会の労資協調主義は、労働行政に組み込まれた「労務管理」としての産業福祉と整合性を見出すことが出来ない経過にあった。

(2) 河原田稼吉の「労働行政」論。

労働力保全を企図する行政のレベルにおいて、「労働安全」は工場法を社会的に適応させる「産業福祉」策となり、公的に保護・育成される「労働行政」施策の主要局面となっていた。その際、第一次大戦を契機とするILOの出現が「産業福祉」施策の展開基盤となった。ただし、労働力保全策としての「産業福祉」策が戦時労働政策に組み込まれ、労働力磨耗の策となったとき、当初における「労働安全」運動の理念は変質を求められた。

(3) 永井亨・桂泉の「労資協調」論。

社会政策としての労資協調主義を模索する協調会にあって、労働イニシアチブを欠落させる「産業福祉」は企業の論理に過ぎないと見なされていた。その協調会においても争議調停を通じ、労務管理が労資協調の補完局面と認識されるに至っていた。ただし、争議調停が争議抑圧となる局面で、協調会の労資協調主義と労務管理＝労働安全運動とを架橋する可能性は見失われていった。

最後に一言。

添田敬一郎の後任の吉田茂常務理事や河原田稼吉常務理事による協調会は実質上、町田辰次郎の協調会を意味していた。「町田協調会」の帰結が、「協調会産業福利部」の創設であった。「町田協調会」において協調会と産業報国会との合一が企図されるが「協調会主流」の抵抗にあって実現しなかった。「添田協調会」は底在していた。

「町田協調会」に抵抗する「協調会主流」の中軸となっていたのは調査部参事出身の長岡保太郎常務理事であった。長岡とともに「協調会主流」を形成していた松村勝治郎の証言によれば、「町田協調会」の段階において、添田敬一郎は理事として理事会や評議員会に出席し、しばしば激しい議論を行っている。「協調会主流」によって戦後直後期における添田の会長就任が準備されていた。

第一次大戦直後期から第二次大戦直後期の協調会27年の歴史において「協調会産業福利部」の5年間は、協調会の歩みに定着することによってではなく、定着しなかったことによって協調会史に記録される一ページとなっていた。

(たかはし・ひこひろ 法政大学名誉教授)